

表面 宅建業者向け この封筒を受け取った方は、住宅瑕疵担保履行法に基づく届出手続きを行う必要があります。

基準日における届出手続きの流れを説明いたします。(引渡しした住宅全てが「保険」の場合を説明いたします)

1. 内容の確認

この封筒に同封の「証明書」と「一覧表(明細)」を使って届出手続きの書類を作成することができます。この半年間に保険を付保して引渡しした新築住宅の戸数と証明書に記載されている戸数を確認してください。明細に記載されている戸数等の内容に間違いがなければ2.へお進みください。



この半年間に保険を付保して引渡しした新築住宅の戸数が違う場合は、**保険契約締結証明書を再発行**する必要があります。保険法人まで至急ご連絡ください。

内容に間違いがないか確認してください。
戸数の数を確認してください。

2. 届出手続きに必要な書類

基準日における届出手続きで提出する書類は次の3つです。(裏面に詳細があります)

① 届出書 「住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況についての届出書」(左上に、第七号様式(第十六条関係)と記載のある書類です)

届出書については国土交通省のホームページからダウンロードして入手してください。

② 証明書 (同封している「保険契約締結証明書」です)

2つ以上の保険法人からこの封筒が届いている場合は裏面を参照してください。

③ 一覧表 (同封している「保険契約締結証明書【明細】」です)

「住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表」(左上に、第七号の二様式(第十六条関係)と記載のある書類です)



但し、様式の代わりに同封している保険契約締結証明書【明細】を使用することができます。

3. 届出手続き

平成22年10月21日までに宅建業免許を受けた行政庁(都道府県または国土交通省地方整備局等)に提出をしてください。

平成22年10月21日までに提出しない場合、新規契約の制限等を受けるおそれがあります。

